

カザフスタン共和国

特許法

2015年10月31日法律No. 378-Vまでの改正

2016年1月1日施行

目次

第1章 総則

- 第1条 本法における用語の定義
- 第2条 本法が規律する関係
- 第3条 本法の適用範囲
- 第4条 発明，実用新案及び意匠を保護するための国家機関
- 第4-1条 発明，実用新案及び意匠の保護の分野における国家独占権
- 第5条 工業所有権事項の法的保護

第2章 工業所有権事項に関する特許要件

- 第6条 発明に関する特許要件
- 第7条 実用新案に関する特許要件
- 第8条 意匠に関する特許要件

第3章 創作者及び特許を受ける権利を有する者

- 第9条 工業所有権事項の創作者
- 第10条 特許を受ける権利を有する者

第4章 工業所有権事項を使用する排他的権利

- 第11条 特許所有者の排他的権利及び義務
- 第12条 特許所有者の排他的権利に対する侵害とならない行為
- 第13条 先使用権及び暫定的な法的保護
- 第14条 工業所有権事項を使用する権利の承諾
- 第15条 特許所有者の排他的権利に対する侵害

第5章 保護証書の発行手続

- 第16条 保護証書を取得するための出願
- 第17条 発明保護証書を取得するための出願
- 第18条 実用新案特許を取得するための出願
- 第19条 意匠特許の付与を求める出願
- 第20条 工業所有権事項の優先権
- 第21条 出願人が自発的にする出願の補正
- 第22条 発明出願の審査
- 第22-1条 [廃止]
- 第23条 実用新案特許出願の審査

- 第 24 条 意匠特許出願の審査
- 第 25 条 工業所有権事項の登録；保護証書の発行
- 第 26 条 保護証書の付与の詳細の公告
- 第 27 条 出願の取下
- 第 28 条 出願の変更

第 6 章 保護証書の消滅又は更新

- 第 29 条 保護証書に対する異議申立
- 第 30 条 保護証書の無効及び早期終結
- 第 31 条 特許有効性の回復。中用権

第 7 章 創作者，出願人又は特許所有者の権利の保護

- 第 32 条 審判委員会
- 第 32-1 条 異議申立に関する，審判委員会の却下理由
- 第 32-2 条 審判委員会の合議体による，異議申立の審理
- 第 33 条 裁判による紛争の解決
- 第 34 条 創作者，出願人又は特許所有者の権利に関する侵害の責任

第 8 章 最終規定

- 第 35 条 法定手数料
- 第 36 条 特許弁護士
- 第 36-1 条 特許弁護士の権利と義務
- 第 36-2 条 特許弁護士証明書の撤回又は抹消
- 第 37 条 外国における工業所有権事項についての出願
- 第 38 条 外国の個人，法人又は無国籍者の権利

第1章 総則

第1条 本法における用語の定義

本法においては、下記の定義を使用する。

- 1) 排他的権利 - 財産権であって、特許所有者にその工業所有権事項をその裁量に従って使用する権利を与えるもの
- 2) 公報 - 工業所有権事項の保護に関する公式な定期出版物
- 2-1) ユーラシア出願 - 1994年9月9日のユーラシア特許条約に従ってされる出願
- 3) 知的財産権事項 - 知的活動の成果並びに経済的取引の当事者が提供する、商品、作品又は役務の自他識別手段
- 4) 保護証書 - 本法に従って付与される革新特許、発明特許、意匠特許及び実用新案特許を含む。
- 5) [廃止]
- 6) ライセンス契約 - 特許所有者(ライセンサー)が他の当事者(ライセンシー)に、特定の方法で工業所有権事項を一時的に使用する権利を付与する契約をいう。
- 7) 工業所有権事項 - 発明、実用新案及び意匠をいう。
- 7-1) 職務上の工業所有権事項 - 従業者によって、その職務又は雇用者による特定の任務の遂行中に創作された発明、実用新案、意匠をいう。
- 8) パリ条約 - 1883年3月20日のパリ条約であって、その後の修正及び変更が加えられているもの
- 9) 特許所有者 - 保護証書の所有者
- 10) 特許性の条件 - 本法に基づいて、工業所有権事項に対して付与される保護に関する条件
- 11) 特許された工業所有権事項 - 正式な保護証書によって保護されている工業所有権事項
- 12) 特許弁護士 - 主管官庁又は専門家機構に対して、個人又は法人を代表する権限を与えられている、カザフスタン共和国の国民
- 13) 国際出願 - 1970年6月19日の特許協力条約に従ってされる出願

第2条 本法が規律する関係

- (1) 本法は、工業所有権事項の創作、法的保護及び使用から生じる財産権及び人格的非財産関係を規律する。
- (2) 上記以外の知的財産権事項(新品種、半導体集積回路の回路配置、商標、サービスマーク、原産地名称、他)に係る保護は、別途の法律による。

第3条 本法の適用範囲

- (1) 本法の規定は、所管官庁が発行した正式な保護証書によって保護されている工業所有権事項又はカザフスタン共和国が当事国である条約に従って付与された特許によって保護されている工業所有権事項に適用する。
- (2) カザフスタン共和国が批准した条約が本法と異なる規定をしている場合には、当該条約が優先する。

第4条 発明、実用新案及び意匠を保護するための国家機関

(1) 発明、実用新案及び意匠を保護するための国家当局(以下、所管官庁という)は、発明、実用新案及び意匠を公式に規制するために、カザフスタン共和国政府によって指定された国家機関とする。

(2) 所管官庁は、下記のことを行う。

- 1) 発明、実用新案及び意匠に関する法的保護の分野における公の秩序を維持することに参加すること
- 2) 発明、実用新案又は意匠に関する保護証書を発行すること
- 3) 工業所有権事項の個人又は法人による使用を監督すること
- 4) 行政違反事件に関し、令状を発行し、調査し、制裁を科すこと
- 5) 本法、カザフスタン共和国の他の法律並びにカザフスタン共和国大統領及びカザフスタン共和国政府による決定に定められている他の権限を行使すること

第4-1条 発明、実用新案及び意匠の保護の分野における国家独占権

(1) 以下に関する活動は、国家独占権の範囲に属し、カザフスタン共和国政府の決定によって自主運営権を有する共和国機関の法的形態で設立された専門家機構によって行われる。

発明、実用新案及び意匠に関する出願の受領及び審査；

保護証書の付与のための書類の作成；

保護証書の付与の詳細の公告；

保護証書の効力維持に関する職務の遂行；

保護証書及びそれを取得する権利の譲渡のための書類並びにライセンス許諾(サブライセンス許諾)契約の審査；

定められた期限後の条約優先権を請求する出願の受領を含む、発明、実用新案及び意匠の国家登録簿の維持；

国際出願の国内段階への移行；

方式審査；

2以上の各独立クレームに関する追加の実体審査；

審査に係る請求に対する応答の提出及び納付の期限の延長及び回復；

出願の発明出願又は実用新案出願への変更；

出願人が参加する出願の審理；

出願書類のカザフ語及びロシア語翻訳文の提出期限の延長；

請求された書類の提出期限の延長であって、期限の満了日から12月を最長とする各月に関するもの；

翻訳文の提出期限の回復；

出願資料、保護証書、発明、実用新案及び意匠の国家登録簿の補正；

同種の補正；

国際及びユーラシア出願の処理、検査及び送付；

発明、実用新案及び意匠の特許性を評価するための技術水準調査の遂行；

創作者認証書類及びその付属書類並びに副本の付与；

保護証書の効力維持、有効期間の延長及び回復並びに保護証書の効力維持、期限の延長及び回復に関するデータの公告；

1 及び一群の工業所有権事項に関するフランチャイズ契約の審査に係る登録申請の受領；
契約の登録に関するデータの公告；
追加契約の審査；
オープンライセンスの提供申請の受領；
発明，実用新案及び意匠の国家登録簿の記載事項の提供；
印刷及び電子情報源の現実化及び公告；
担保契約の審査；

(2) 下記の活動は，専門家機構の業務と技術的に関連させる。

1) 出願(優先権書類)，出願関連資料，引用書類の写の発行，保護証書の提示又は保護関連統計の発行

2) 納付の送付及び確認

(3) 国家独占権によって提供及び(又は)販売される物品(作品，役務)の対価を独占禁止局の合意のもとに設定する。

第5条 工業所有権事項の法的保護

(1) 発明，実用新案又は意匠についての権利は特許によって保護される。

(2) 実用新案についての特許は，その出願についての審査の後に付与される。

発明又は意匠についての特許は，出願についての方式審査及び実体審査の後に付与される。

特許は，優先権，創作者身分及び工業所有権事項に関する排他的権利を証明する。

(3) 発明特許は出願日から20年間，有効とする。

許可及び通知に関するカザフスタン共和国の法律に定める規定において許可証の取得を必要とする医薬品，農薬(化学物質)に関する発明に関しては，排他的権利及びそれを証明する特許の有効期間は，特許所有者の請求により延長を受けることができる。ただし，5年以下とする。

上記期間は，発明特許の出願日から発明の使用が最初に許可された日までに経過した期間の5年未満の期間が延長される。

実用新案特許は出願日から5年間，有効とする。その有効期間は，特許所有者の請求により，3年以下の延長を受けることができる。

意匠特許は出願日から15年間，有効とする。その有効期間は，特許所有者の請求により，5年以下の延長を受けることができる。

発明特許，実用新案特許及び意匠特許の期間延長に関する手続は，授権機関が定める。

(4) 発明又は実用新案に関する保護証書によって与えられる保護の範囲は，特許クレームによって決定されるが，意匠に関する特許によって付与される保護の範囲は，それに係る物品の図面(見本)に表示されており，意匠明細書に記載されている識別性を有する特徴の全体によって決定される。説明書及び図面は，発明又は意匠のクレームを解釈するために使用することができる。

生産方法に関する保護証書は，その方法による直接的結果である生産物にも適用する。

反証がない限り，新たな生産物は，保護されている方法から生じたものとみなす。

(5) 保護証書を取得する権利，出願登録から生じる権利，保護証書を所有する権利並びに保護証書から生じる権利は，その一部又は全部を第三者に移転することができる。

(6) 国家によって秘密と宣言されている工業所有権事項については，本法に基づく法的保護

を付与されない。

秘密の工業所有権事項の取扱に関する手続は、授権機関が決定する。

第2章 工業所有権事項に関する特許要件

第6条 発明に関する特許要件

(1) 法的保護は、新規であり、非自明であり、かつ、産業上利用可能である発明のみが受けることができる。

発明は、それが関連する先行技術に含まれていない場合には、新規であるとみなされる。発明は、それが関連する技術において通常の技量を有する者にとって自明でない場合には、非自明であるとみなされる。

先行技術は、発明の優先日前において、公衆が利用できる全ての情報を含む。

発明又は実用新案に係る出願の新規性を決定するために適用される先行技術の範囲は、カザフスタン共和国において先にされた、発明及び実用新案の出願(取り下げられていないことを条件とする)並びにカザフスタン共和国において発明及び実用新案に対して付与された特許を含む。

発明は、それが産業、農業、公衆衛生等において使用することができる場合には、産業上、利用可能であるとみなす。

(2) 保護を受けることができる発明は、如何なる分野におけるものであれ、物(装置、物質、微生物菌株、動植物の細胞培養)、方法(有形対象物を有形手段によって変更する方法)に関する技術的解決並びに公知の物又は方法を新たな目的又は新規の物を特定の目的で使用することを含む。

(3) 下記のものは特許性を有する発明とは認められない。

- 1) 発見、科学の理論、数学の方法
- 2) 事業組織及び運営技術
- 3) 記号、一覧表及び法則
- 4) 知的活動又は遊戯の規則及び技術
- 5) コンピュータプログラム又はアルゴリズム自体
- 6) 設備、建物、風景の設計
- 7) 製造された物品の外観のみに係る提案
- 8) 公の秩序、人道的原理又は道義に反する提案

(4) 発明の特許性は、その発明に関する情報の開示であって、出願人(創作者)によるもの又は当該の者から直接又は間接に当該情報を取得した者によるものによっては影響を受けないものとし、その開示には、パリ条約同盟国の領土における、公の又は公式に認められた国際博覧会における発明の展示を含める。ただし、その発明に関する出願が開示又は展示の日から6月以内にされることを条件とする。この事実についての立証責任は、出願人が負う。

第7条 実用新案に関する特許要件

(1) 実用新案は、如何なる分野におけるものであれ、物(装置、物質、微生物菌株、動植物の細胞培養物)、方法(有形資源を使用して有形対象物に影響を与える方法)及び公知の物若しくは方法を新規の目的で利用すること又は新規の物を特定の目的で利用することに関する技術的解決手段を含むが、人又は動物を処置するための診断、治療及び手術の方法を除く。

実用新案は、それが新規であり、産業上利用可能である場合には、法的保護を付与される。

実用新案は、その本質的特徴の全体が先行技術水準によって予測されない場合には、新規と

みなす。

技術水準は、クレームされている実用新案の優先日前に、類似の機能を有する手段に関して世界の何れかの場所で公開され、公衆が利用できるあらゆる種類の情報並びに先の優先権を有することを条件として、カザフスタン共和国において提出された発明及び実用新案の出願（取り下げられたものを除く）及びカザフスタン共和国において特許されている類似の機能を有する発明及び実用新案を含む。

実用新案は、それが実務上使用することができる場合には、産業上利用可能であるとみなされる。

(2) 実用新案の新規性は、それに関する情報の開示であって、出願人(創作者)によるもの又は当該情報を前記の者から直接又は間接に取得した者によるものによっては影響を受けないものとし、その開示は、パリ条約同盟国の領土における公の又は公式に認められた国際博覧会における実用新案の展示を含む。ただし、その実用新案の出願が開示又は展示の日から 6 月以内にされることを条件とする。この事実についての立証責任は、出願人が負う。

(3) 本法第 6 条(3)に記載した事項に関するものは、実用新案としての保護を受けることができない。

第 8 条 意匠に関する特許要件

(1) 物品の外観を決定する工業的又は小規模職人産業の芸術品及び設計品は、意匠に係る。意匠は、それが新規であり、独創的である場合には、法的保護を付与される。意匠は、物品の図面に反映され、意匠の本質的特徴の一覧に記載されたその本質的特徴の全体が、意匠の優先日前に世界で公開されている情報から公知でない場合には、新規である。意匠の新規性を確認する場合には、(優先日からの)他人によってカザフスタン共和国において先にされた同一の意匠に関する取り下げられていない出願及びカザフスタン共和国において特許された意匠を考慮する。意匠は、その本質的特徴が物品の特徴の創作性を決定する場合には、独創的であると認められる。

(2) 下記事項に関するものは、保護を受けることができる意匠には含まれない。

1) 専ら、物品の技術的機能に起因するもの

2) 建築物(小規模建築形態に関するものを除く)、産業用の用水技術又はそれ以外の目的での恒久施設

3) [廃止]

4) 流体、液体、乾燥物質等の不安定な形状

5) 公の秩序、人道的道理又は道徳に反するもの

(3) 意匠の特許性は、それに関する情報の開示であって、出願人(創作者)によるもの又は当該情報を直接又は間接に前記の者から取得した者によるものによっては影響を受けないものとし、その開示は、パリ条約同盟国の領土における公の又は公式に認められた国際博覧会における意匠の展示を含む。ただし、その意匠の出願が開示又は展示の日から 6 月以内にされることを条件とする。この事実についての立証責任は、出願人が負う。

第3章 創作者及び特許を受ける権利を有する者

第9条 工業所有権事項の創作者

(1) 本人の創造的努力によって工業所有権事項を開発した個人は、その工業所有権事項の創作者とみなされる。

(2) 2以上の個人が工業所有権事項の創作に貢献した場合には、それらの個人全員がその事項の創作者(共同創作者)とみなされる。共同創作者の権利の行使条件は共同創作者間の契約によって決定される。

個人の貢献が工業所有権事項について創作的であるとはみなされない場合、すなわち、創作者に対して技術的、組織的又は財務的な支援を提供するか又は個々の事項若しくはその使用に係る権利の登録に関する支援に限られている場合には、その個人は創作者とはみなされない。

(3) 創作者権は、永続的保護の対象であり、移転不能の人格権である。

(4) [廃止]

(5) 特に重要であり、広く使用される発明の創作者等は「カザフスタン共和国優秀発明者」の称号を受けることができる。「カザフスタン共和国優秀発明者」の称号の付与に関する規則は、授権機関が決定する。

第10条 特許を受ける権利を有する者

(1) 保護証書は下記の者が取得することができる。

1) 工業所有権事項の創作者

2) (2)に定める雇用者

3) 譲受人を含む、権利の承継人

4) 上記の者の連帯人であって、それらの者の間に合意が成立している場合

(2) 雇用者と従業者の間の契約に別段の定めがある場合を除き、職務上の工業所有権事項についての保護証書を取得する権利は、雇用者に属する。

(3) 創作者と従業者の間の契約に別段の定めがある場合を除き、発明、実用新案及び意匠についての保護証書を取得する権利は、創作者が創作した発明、実用新案及び意匠がその個人的職務又は雇用者から受けた特定の任務の遂行に関連しないが、雇用者の情報並びに技術的及びその他の手段の使用を伴う場合には、創作者に属する。

職務上の工業所有権事項が、雇用者の従業者でない者を含む2以上の者の共同創作作業から生じた場合には、職務上の工業所有権事項に関する当該者の権利は前記雇用者その他の創作者により締結された契約によって規定される。

職務上の工業所有権事項が、契約に基づく2以上の雇用者の共同作業の結果として創作者によって創作された場合には、前記職務上の工業所有権事項についての雇用者の権利はそれらの者の間の契約によって決定される。

(4) 職務上の工業所有権事項を創作した場合には、創作者は、創作された工業所有権事項を明らかにした日から1月以内に、前記事実について雇用者に書面によって通知しなければならない。

通知書は、創作者によって署名され、下記情報を含んでいなければならない。

1) 創作者の姓、名及び(存在している場合は)父称並びに職業

2) 職務上の工業所有権の対象の名称

3) 創作に係る条件及び場所、用途

4) 十分に作成されており、かつ、発明を明らかにし、その種類を明確にし、雇用者の活動における工業所有権事項の利用可能性を評価することができる説明書

雇用者は創作者が提出した職務上の工業所有権事項の創作についての通知を提出日に受理し登録する義務を負い、創作者にこの件について書面によって通知しなければならない。

出願の登録に必要な説明及びその他の情報が十分でない場合には、雇用者は従業者に対し、職務上の工業所有権事項についての追加資料を請求する権利を有し、当該資料は、当該請求の受領日から1月以内に提供しなければならない。この場合には、(7)に定める期限は停止され、請求された情報が受領されたときに再開される。

(5) 雇用者が従業者によって、雇用者が保護証書の付与を受ける権利を有する職務上の工業所有権事項について通知されていない場合には、(7)に定める期限は、雇用者がその創作を知った日から開始する。

職務上の工業所有権事項の創作の事実が雇用者によって発見された場合には、雇用者は創作者に書面によって通知する義務を負う。それとともに、職務上の工業所有権事項についての保護証書の付与を受ける権利が雇用者に属する場合には、雇用者は、出願の開始を創作者に通知しなければならない。創作者は、雇用者の請求により、職務上の工業所有権事項に関する出願の処理に必要な追加情報及び創作者の一覧を書面によって提供しなければならない。

(6) 雇用者は、出願をした後に職務上の工業所有権事項についての保護証書を取得すること又は保護証書の効力を維持することをしない場合には、それについて創作者に書面によって適時に通知し、保護証書の付与を受ける権利又は受領した保護証書を創作者に無償で与えなければならない。

(7) 雇用者が、創作者による通知を受けた後4月以内に、出願をせず、出願をする権利を他人に移転せず、かつ、工業所有権事項を秘密にしておく旨の決定を創作者に通知しなかった場合には、創作者は、保護証書の付与を受ける権利を有する。この場合には、雇用者は、特許所有者との契約に基づいて、自己の生産において対応する工業所有権事項を使用する優先権を有する。

(8) 何れの当事者も、他の当事者に通知している場合を除き、職務上の工業所有権事項に関する権利を確保するために、専門家機構に対し、保護証書の付与を受けるための出願をする権利を有さない。

(9) 職務上の発明、実用新案又は意匠についての創作者に対する報酬の支払に関する額、条件及び手続は、創作者と雇用者の間の契約によって決定される。職務上の発明、実用新案又は意匠の創作における創作者及び雇用者の貢献を測ることができない場合には、創作者に対する報酬の支払に関する額、条件及び手続は、カザフスタン共和国の法律によって決定される。

第4章 工業所有権事項を使用する排他的権利

第11条 特許所有者の排他的権利及び義務

(1) 特許所有者は保護されている工業所有権事項をその裁量で使用する排他的権利を有する。保護されている工業所有権事項を使用する排他的権利は、特許所有者が、公報における保護証書公開についての公告の日から保護証書の有効期間中、行使することができる。

(2) 工業所有権事項の使用は、保護を受けている工業所有権事項を含む製品の製造、利用、輸入、販売の申出、販売、商業目的によるその他の流通又は当該目的のための所持並びに保護を受けている方法の使用を含む。発明又は実用新案のクレームの独立項目として記載されている、発明又は実用新案の全ての要素又はその使用開始時に、関連する先行技術に含まれているその同等物を、生産物が含んでおり、また、方法が使用されているときは、生産物は保護を受けている発明又は実用新案を含んでおり、その方法が使用されているとみなす。保護を受けている方法の使用とは、その方法によって製造された生産物を、商業目的により流通させること又はその目的で所持することを意味する。

物品が、意匠の識別的特徴として記載されているすべての特徴を示している場合には、その物品は保護を受けている意匠を実施しているとみなす。

(3) 特許所有者は工業所有権事項を使用する義務を負う。

2 以上の者が保有している証書によって保護されている工業所有権事項を使用する権利は、当事者間の契約によって決定される。そのような契約がない場合には、特許所有者各人はその裁量において、保護を受けている対象を使用することができるが、他の当事者の承諾を得ないでは、ライセンス又は移転することができない。

特許所有者は工業所有権事項に、それが特許を受けている旨の通知を記載することができる。

(4) 特許所有者が工業所有権事項を継続的に使用しておらず、かつ、請求日から90日以内に合理的な商業的条件でライセンス契約を締結することを拒絶する場合には、何人も、強制的非排他ライセンスを付与するよう裁判所に申し立てることができる。ただし、工業所有権事項についての保護証書の付与の詳細が最初に公告されてから、当該申立日に先立つ3年間、工業所有権事項が継続的に使用されていない場合に限られる。特許所有者が不使用が正当な理由に起因することを証明しない場合には、裁判所は前記ライセンスを付与し、その際、使用範囲及び条件、支払の金額及び手続を決定する。支払金額は、確立した慣行に従って決定されるライセンスの市場価値を下回ってはならない。

強制的非排他ライセンスは下記の事情がある場合にも発行される。

1) 国家の安全又は公衆衛生の保護を確保することが必要である場合

2) 特許所有者がその排他的権利を濫用し、特許所有者の承諾を得た他人による当該排他的権利の濫用を助長する場合

半導体技術に関する発明を使用するための本項の規定に従う強制的非排他ライセンスの割当は、国家及び公共の利益のためのその非商業的使用又は競争の分野におけるカザフスタン共和国の法律の要件に違反していると裁判によって認められた条件の変更のためにのみ許可される。

強制的非排他ライセンスは主として、カザフスタン共和国の国内市場の必要を満たすために発行されるが、当該ライセンスが、カザフスタン共和国が批准した国際条約に従って、製造施設が存在しないか又は不足している領域に特許医薬品又は特許方法によって取得された医

薬品を輸出する目的で、医薬品又は医薬品の製造方法について請求された場合を除く。
強制ライセンスを付与された者は、工業所有権事項を使用する権利を、前記主題を使用する事業とともにする場合に限り、他人に移転することができる。

強制ライセンスの効力は、当該ライセンスの付与の原因となった事情が消滅した場合には、裁判所が無効にすることができる。

(5) 特許所有者が工業所有権事項についての他の保護証書の所有者の権利を侵害することなしには、その工業所有権事項を使用することができず、後者が、受諾可能な商業的条件に基づくライセンス契約を締結する提案をしないときは、前者は、カザフスタン共和国においてその工業所有権事項を使用するための強制的非排他ライセンスを得るために裁判所に申し出ることができる。

特許所有者が工業所有権事項についての他の保護証書の所有者の権利を侵害することなしには、その工業所有権事項を使用することができず、前者がその工業所有権事項が、他の保護証書の所有者が所有する工業所有権事項に比し、重大な経済的価値を有する顕著な技術的成果であることを証明した場合には、裁判所はその主張者に強制的非排他ライセンスを付与することができる。

裁判所が上記の強制ライセンスを付与するときは、他の当事者が所有する、保護を受けている工業所有権事項の使用に関する範囲及び期間を定めるとともに、ライセンス料の金額及び支払条件を定める。ライセンス料は、一般の取引において設定される金額を下回ることができない。

本項に従って取得される、工業所有権事項を使用する権利は、ライセンスされた権利の対象である工業所有権事項に関する保護証書と共にする場合に限り、移転することができる。

本項により強制ライセンスが発行される場合には、その権利をライセンスする保護証書の所有者は、強制ライセンスの主題である従属的発明を使用するライセンスを取得することができる。

(6) 特許所有者は、付与された保護証書を個人又は法人に移転することができる。移転契約は授権機関に必ず登録されなければならない。

保護証書の移転契約は、専門家機構による資料の審査の結果に基づいて登録されなければならない。

移転契約を登録するためには、所定の様式の申請書を専門家機構に提出しなければならない。申請書には下記書類を添付しなければならない。

1) 同種の工業所有権事項を対象とする移転契約書原本であって、表紙を付したものの4通。契約書の各通は、綴じられ、紙のシールで封緘されていなければならない。それには、綴じられ、番号が付されている用紙の数が表示され、当事者双方又は申請人の授権された者の印及び署名が付されていなければならない。

原本に代え、契約書の公証謄本を提出することができる。

2) 特許弁護士又は他の代理人を通じて申請書を提出する場合には、委任状

3) 公定手数料の納付を証明する書類

国内の申請人は、上記書類の補完として、契約を締結し、企業の最高責任者に契約書に署名する権限を付与することについての、保護証書又は排他的権利の所有者の管理機関の決定書、設立総会又は株主総会の決定書も提供しなければならない。

申請書及び他の必要書類は、カザフ語又はロシア語によるものでなければならない。外国語

の名称及び法人名称は、カザフ語及びロシア語による翻字で表示しなければならない。書類が他の言語で提出される場合には、申請書には公証されたカザフ語及びロシア語翻訳文を添付しなければならない。

申請書は、単一の移転契約に関するものでなければならない。

カザフスタン共和国外に居住する個人又は外国法人であって、本人のために授権機関に申請をする者は、カザフスタン共和国において登録された特許弁護士を通じて契約の登録に関する権利を行使しなければならない。

カザフスタン共和国の国民であって一時的に国外にいる者は、カザフスタン共和国の領域内の通信宛先を指定した場合には、特許弁護士を通さずに契約の登録に関連する権利を行使する。

(7) 申請人が登録のために必要な書類一式を提出したときは、専門家機構は、提出日から15就業日以内に受領した書類についての手続をとり、その完全性及び要件への適合性を確認しなければならない。保護証書の移転に関する申請書類に、審査手数料の納付についての受領証が存在していない場合には、手数料に関する請求書が申請人宛に発行される。この場合には、審査期間は専門家機構への手数料納付の日から開始する。

受理された移転契約資料は20日以内に、カザフスタン共和国の現行法制に適合していることを確認するための実体審査が行われる。

(8) 移転契約書の登録に対する阻却事由であって、補正可能なもの

- 1) 保護証書を有効に維持しておくための手数料の不納
- 2) 移転契約の規定であって、カザフスタン共和国の民法又はカザフスタン共和国が批准している条約に反するもの

(9) (8)にいう、移転契約登録に対する補正可能な阻却事由を発見したときは、専門家機構は申請人に対し、その通知の日から3月以内に、欠落している書類を提出するか又は所要の補正又は変更をすることが必要であることを通知する。この場合には、(7)にいう実体審査期間は、欠落した又は補正した書類の引き渡し日から開始する。

(10) 専門家機構は下記事由により、契約の登録を拒絶する意見を発出する。

- 1) 契約が締結される保護証書の終結
- 2) 専門家機構の請求に対する応答を3月以内に適時に提出しないこと
- 3) 応答の中に必要なすべてのデータ及び書類がないこと

専門家機構は意見を発出した後2就業日以内に、当該拒絶の理由を示して、この意見書を授権機関に送付する。

(11) 結果が肯定的である場合には、専門家機構は5就業日以内に、移転契約の登録を阻却する理由が存在しない旨の意見書を授権機関に送付する。授権機関は専門家機構の意見書を受領してから5就業日以内に、移転契約を登録するか又はその登録を拒絶する旨の決定を下す。

(12) 契約を登録する旨の決定を下した後、授権機関は次の手続をとる。

- 1) 契約書の表紙にその登録についての印を付し、登録の日付及び番号を表示する。
- 3) 契約登録簿に契約の詳細を記録する。
- 4) 登録された契約書及び保護証書の付属書2通を申請書に表示された通信宛先に送付する。
- 5) 契約登録の詳細を公告するために、専門家機構に対し、意見書を添付して登録された契約書3通を送付する。

専門家機構は、登録された契約に関し、契約が締結された工業所有権事項についての保護証

書の付属書を作成し、登録された契約書及び保護証書の付属書 2 通を申請書に表示された通信宛先に送付し、登録された契約に関する情報、特に、契約登録の番号及び日付、契約当事者についての名称及び完全な情報、契約の対象、契約期間並びに契約が効力を有する領域を公報に公告する。

契約書 2 通は授権機関及び専門家機構にそれぞれ寄託され、照合用謄本とする。

何人も、公開が可能な登録された移転契約の情報に関する登録された移転契約の登録簿の抜粋を入手することができる。

契約書本文の閲覧及びその抜粋の取得は、契約当事者の書面による承諾がある場合に限り、第三者に許可することができる。

授権機関が、専門家機構の意見に基づいて、移転契約の登録を拒絶する旨の決定をした場合には、審査を受けた書類が拒絶決定とともに、申請書に表示された宛先に返却される。

(13) 保護証書の移転契約は、授権機関へのその登録の日から効力を有する。

(14) 工業所有権事項についての保護証書及び/又は保護証書を取得する権利は、相続すること又は承継により取得することができる。

(15) 特許所有者は、出願日に対応する日に、所定の効力維持年金を納付しなければならない。保護証書の効力維持に係る最初の納付は、保護証書の付与に関する詳細の公告日から 2 月以内に行わなければならない、出願日から開始して、過年次分の納付を含む。

第 12 条 特許所有者の排他的権利に対する侵害とならない行為

特許所有者の排他的権利に対する侵害についての免責事由は、下記のものを含む。

1) 保護を受けている工業所有権事項を含んでいる物品の、外国の輸送手段(外洋又は河川用船舶、宇宙又は陸上における交通手段)の構造又は運行における使用、ただし、当該手段が移動中であるか又は偶然にカザフスタン共和国内に入っている場合において、その交通手段の運行のために使用されることを条件とする。その輸送手段がカザフスタン共和国の輸送手段の所有者に互恵的権利を与えている国の国民又は法人に属している場合には、そのような作業は、特許所有者の排他的権利を侵害するとはみなさない。

2) 保護を受けている工業所有権事項が組み込まれた物に関する科学研究又は科学実験の実施、ただし、当該科学研究又は実験の目的が対価を得ることでない場合に限られる。

3) 緊急事態(自然災害、大惨事又は大事故)における前記物品の使用、ただし、特許所有者に対して速やかに通知をすること及びその後、特許所有者に対して公正な対価を支払うことを条件とする。

4) 前記物品の個人、家族、家庭のための又はそれ以外の非営利目的での使用

5) 薬局における、処方された医薬の調剤における一回の使用

6) 保護を受けている工業所有権事項を含んでいる物品のカザフスタン共和国への輸入、カザフスタン共和国における使用、販売の申出、販売、それ以外の商業目的の流通又は当該目的での所持、ただし、それが特許所有者又は特許所有者の同意を得た者によりカザフスタン共和国に商業目的で流通していることを条件とする。

第 13 条 先使用权及び暫定的な法的保護

(1) 工業所有権事項と同一の解決手段であって、その優先日前に独立して開発されたものをカザフスタン共和国において誠実に使用していた者又は当該使用のための必要な準備をして

いた者は、使用範囲を拡大しないことを条件として、同一事項を無償で、引き続き使用する権利(先使用权)を有する。

先使用权は、前記の、解決手段が使用されていたか又は必要な準備がされていた事業と共にする場合に限り、移転することができる。

(2) 工業所有権事項の使用を、その事項の優先日後であるが、革新特許、発明特許、意匠特許又は実用新案特許に関する通知の公告日前に開始していた者は、特許所有者からの要求があったときは、その使用を停止しなければならないが、当該使用から生じた損害に関しては、特許所有者に対する補償を必要としない。

(3) 公の又は公式に認められた国際博覧会において展示された工業所有権事項は、その展示日から保護証書についての通知の最初の公告日まで暫定的な法的保護を受けるが、その事項に関する出願が博覧会における展示日から6月以内にされることを条件とする。

(4) (3)に定める期間中に工業所有権事項を使用する者は、保護証書が付与された後、特許所有者に対して補償金を支払わなければならない。補償金額は、当事者間の契約によって決定される。当事者は、和解契約又は調停手続における紛争(抵触)の解決に関する契約によって事件を終結させることができ、その契約書は、当事者によって署名され、裁判所によって承認されなければならない。

第14条 工業所有権事項を使用する権利の承諾

(1) 特許所有者でない者は、特許所有者からのライセンシーとして行う場合に限り、保護を受けている工業所有権事項を使用することができる。

(2) ライセンス契約はライセンシーに対して下記の権利を付与することができる。

1) 工業所有権事項を使用する権利、ただし、ライセンサーはその事項を使用する権利及び他の当事者にその使用を許諾する権利の双方を留保することを条件とするもの(非排他的ライセンス)

2) 工業所有権事項を使用する権利、ただし、ライセンサーはその事項を使用する権利を有するが、第三者に使用許諾する権利を有さないことを条件とするもの(排他的ライセンス)

3) 工業所有権事項を使用する権利、ただし、ライセンサーはその事項を使用する権利及びその事項を他の当事者に使用許諾する権利の何れも有さないことを条件とするもの(完全ライセンス)

ライセンス契約に別段の定めがある場合を除き、ライセンスは非排他的ライセンスとみなす。

(3) 工業所有権事項を使用する権利を他人(サブライセンシー)に付与するための契約(サブライセンス契約)は、ライセンス契約にその旨の定めがある場合に限り、締結することができる。

ライセンス契約に別段の定めがある場合を除き、ライセンシーはライセンサーに対し、保護を受けている工業所有権事項に関するサブライセンシーによる行為の責任を負う。

(4) 保護を受けている発明、実用新案又は意匠を使用するためのライセンス契約及びサブライセンス契約は書面によって締結されなければならない。授権機関に必ず登録されなければならない。書面様式又は登録要件を遵守しないときは、その契約は無効となる。

ライセンス契約は、専門家機構による資料の審査の結果に基づいて登録されなければならない。

カザフスタン共和国の法律に別段の定めがある場合を除き、ライセンス契約の登録に係る規

定は、サブライセンス契約及びその追加契約の登録に適用される。

(4-1) ライセンス契約を登録するためには、申請人は専門家機構に対して適切に記入した申請書を提出しなければならない。

申請書には下記書類を添付しなければならない。

1) 表紙を伴う契約書原本 4 通

契約書の個々の書面は、綴じられ、紙のシールが付されていないなければならない。それには、綴じられ、番号が付されている用紙の数を記載し、当事者双方又は授權された代表者によって印が押され、かつ、署名されていないなければならない。

登録書類は、契約書への署名後 6 月以内に提出されなければならない。

原本に代え、公証を受けた契約書謄本を提出することができる。

2) 特許弁護士又は他の代理人を通して提出する場合には、委任状

3) 納付した法定手数料の受領証

国内申請人は、法人のために提出する場合には、上記書類に加え、契約を締結し、最高執行役員に契約書に署名する権利を与えることについての、ライセンサー(サブライセンサー)の運営機関の決議書を提出しなければならない。

申請書並びに他の必要書類は、カザフ語及びロシア語で提出しなければならない。外国語名称及び正式名称は、カザフ語及びロシア語に翻字されなければならない。他の言語によって提出される書類には、カザフ語及びロシア語による、公証された訳文を添付しなければならない。

1 の申請書は、1 のライセンス契約を対象としなければならない。

カザフスタン共和国における非居住者である個人又は外国法人であって、本人としての申請をする者は、契約を登録する権利をカザフスタン共和国の認証された特許弁護士を通じて行使しなければならない。

カザフスタン共和国の国民であって一時的に外国で生活している者は、特許弁護士を通さずに登録する権利を行使することができるが、カザフスタン共和国における令状送達宛先を届け出ることを条件とする。

(4-2) ライセンス契約の登録は、本法第 11 条(7)から(12)までの規定の適応を受ける。

ライセンス契約(サブライセンス契約)は所管官庁による登録の日から効力を有する。

(5) 特許所有者は、自己の工業所有権事項を使用する権利をすべての利害関係人に付与することを約束すること(オープンライセンス)の申請書を授權機関に提出することができる。

前記オープンライセンスを取得しようとする者は何人も、特許所有者と支払契約を締結し、当該契約を授權機関に必ず登録しなければならない。契約条件に関する紛争は、裁判所において解決される。

オープンライセンスに対する権利の付与に関する特許所有者の申請は、取消の対象でなく、公報における申請の詳細の公告日から 3 年以内は有効とする。前記期間内は、維持手数料は、オープンライセンスに関する詳細が公告された年の翌年から、50 パーセント減額される。ライセンス契約を締結した場合には、当該契約を締結した年の翌年から維持手数料の全額が納付される。

(6) カザフスタン共和国において緊急事態が生じた場合には、カザフスタン共和国政府は特許所有者の承諾を得ないで、工業所有権事項の使用を許可することができるが、特許所有者に速やかに通知すること及び公正な補償をすることを条件とする。支払金額に関する紛争は、

訴訟によって決定される。

第 15 条 特許所有者の排他的権利に対する侵害

(1) 保護を受けている工業所有権事項を本法の規定に違反して使用する者は、特許所有者の排他的権利に対する侵害者とみなす(保護に対する侵害者)。

許諾を得ないで行われた場合には、保護を受けている工業所有権事項の助けを得て生産された生産物の使用、輸入、所持、販売の申出若しくはそれ以外の形での流通過程への導入又は保護を受けている方法の使用若しくは保護を受けている方法によって製造された生産物の流通過程への導入は、特許所有者の排他的権利に対する侵害とみなされる(保護に対する侵害)。反証がない限り、新規の生産物は保護を受けている方法によって製造されたものとみなす。

(2) 特許所有者は下記事項を請求することができる。

1) 保護に対する侵害の終結

2) 保護に関する通知の最初の公告日以後に生じている損害及び人格的損害についての侵害者による賠償

3) 保護に関する通知の最初の公告日以後における損害に代えての、保護に対する侵害者が得た利益の没収

4) 損害又は利益の没収に代わるものとしての保護に対する侵害者による賠償であって、月毎に計算される法定指数の 10,000 から 50,000 倍の金額。この賠償額は、訴訟によって決定される。

5) 保護に関する最初の公告日において、流通過程に導入されているか又はその目的で所持されており、かつ、保護を侵害すると認定されている生産物並びに特に、保護を侵害する目的で計画されている手段の差押

6) 侵害された権利の所有者についての言及を含む、侵害通知についての強制的公表

(3) 使用権者も保護に対する侵害者に対して請求することができるが、その権利がライセンス契約に規定されていることを条件とする。

第5章 保護証書の発行手続

第16条 保護証書を取得するための出願

(1) 保護証書を取得するための願書は、本法第10条(1)の規定により、保護証書を取得する権利を有する者(以下、出願人という)が専門家機構に提出しなければならない。

願書は、電子署名を付した電子書類の形式で提出することができる。

(2) 保護証書を取得するための願書は、カザフ語又はロシア語で提出しなければならない。願書に付属する他の書類は、カザフ語、ロシア語等で提出することができる。カザフ語又はロシア語以外の言語によって提出される書類には、カザフ語又はロシア語の翻訳文を添付しなければならない。翻訳文は専門家機構に対して、出願日から2月以内に提出しなければならない。手数料を納付することを条件として、当該期間については、2月までの延長を受けることができる。

翻訳文を期限内に提出しなかった場合には、その出願は取下げとみなす。

(3) 授権機関又は専門家機構は、出願人が請求若しくは授権したか又は裁判所における刑事訴追により必要とされる場合を除き、保護証書の付与の詳細の公告前に、第三者がその出願を閲覧することを許可してはならない。

第17条 発明保護証書を取得するための出願

(1) 発明保護証書を取得するための出願(以下、発明出願という)は、単一の発明又は単一の発明概念を構成するように相互に密接に結合された一群の発明に関するものでなければならない(発明の単一性に関する要件)。

(2) 発明出願は下記のものを含んでいなければならない。

- 1) 保護証書を求める願書であって、発明の創作者及び保護証書を求めるものの名称を表示し、それらの者の宛先又は住所を記載したもの
- 2) 発明の詳細な説明であって、その技術において通常の技量を有する者が実行できるようにするもの
- 3) 発明クレームであって、発明の対象及び内容を記載したもの。クレームは、明瞭、正確であり、全面的に明細書によって裏付けられていなければならない。
- 4) 図面その他の資料であって、発明の性質を理解するのに必要なもの
- 5) 要約書
- 6) 代理人によって出願する場合での委任状
- 7) [廃止]

発明出願には、審査手数料を含む出願手数料の受領証及び(存在している場合には)減額証明書を添付しなければならない。これらの書類は出願と同時に又は出願日から2月以内の何れかに提出することができる。手数料の納付を条件として、その期間は2月までの延長を受けることができる。

期限内に納付書類を提出しなかった場合には、その出願は取下げとみなされる。

(3) 発明出願の出願日は、出願書類が出願と同時に提出される場合は、本条(2)の1)、2)及び4)に記載されている出願書類を専門家機構が受領した日又は最後の書類の受領日の内、何れか早く生じた日とする。

(4) 発明出願の遂行、完了及び処理、カザフスタン共和国の、発明に関する国家登録簿への

登録並びに保護証書の発行に関する手続は、所管官庁が決定する。

第18条 実用新案特許を取得するための出願

(1) 実用新案特許を取得するための出願(以下、実用新案出願という。)は、単一の実用新案又は単一の発明思想を構成するように相互に密接に結合された一群の実用新案に関するものでなければならない(実用新案の単一性に関する要件)。

(2) 実用新案出願は下記のものを含んでいなければならない。

1) 特許の付与を求める願書であって、実用新案の創作者及び特許の付与を求める名義人の名称並びにそれらの者の居所又は事業所の宛先を表示したもの

2) 明細書であって、クレームされている実用新案を実施できるように詳細に開示したもの

3) クレームであって、実用新案の本質的特徴を記載し、かつ、全面的に明細書によって裏付けられているもの

4) 図面

5) 要約書

6) 代理人を通じて出願する場合には、委任状

実用新案出願には、所定の手数料の納付証又は所定の手数料の免除を証明する証拠を添付しなければならない。これらは、出願とともに又はその受領日から2月以内の何れかに提出することができる。この期間は、所定の手数料の納付を条件として、2月を超えない期間延長を受けることができる。

出願人が所定の期限内に所定の手数料の納付証を含む書類を提出しなかった場合には、その出願はされていないものとみなされる。

(3) 実用新案出願の出願日は、専門家機構が、実用新案特許の付与を求める願書であって、出願人の名称及び名(及び存在している場合はミドルネーム)又は正式名称を記載したもの、明細書、クレーム並びに図面を受領した日によって決定される。所定の要素が同時に提出されていない場合には、出願日は、最後の要素を受領した日によって決定される。

(4) 実用新案出願の作成、処理及び審査、カザフスタン共和国の国家実用新案登録簿への登録並びに保護証書の付与に関する手続は、授権機関が決定する。

第19条 意匠特許の付与を求める出願

(1) 意匠特許の付与を求める出願(以下、「意匠出願」という)は、1の意匠のみ又は意匠の単一性要件を満たすように結合されている一群の意匠に関するものでなければならない。

(2) 意匠出願は下記のものを含んでいなければならない。

1) 特許を求める願書であって、意匠の創作者及び特許を求める者の名称を表示し、それらの者の宛先又は住所を記載したもの

2) 物品についての複製可能な図面一式又は見本であって、クレームする意匠の詳細についての完全な観念を提供するもの

3) [廃止]

4) 意匠についての説明であって、識別性を有する特徴を記載したもの

5) 代理人を通して出願する場合の委任状

意匠出願には、(存在している場合の)減額証明書を含め、出願手数料の受領証を添付しなければならない。これらの書類は、出願と同時に又は出願日から2月以内の何れかに提出する

ことができる。手数料の納付を条件として、その期間に関しては2月までの延長を受けることができる。期限内に納付書類を提出しなかったときは、その出願は取下げとみなす。

(3) 意匠出願の出願日は、専門家機構が、書類が出願時に提出される場合には、出願書類であって、出願人の姓、名、(存在している場合は)父称若しくは完全な名称を記載した意匠願書を含むもの、説明書、図面(見本)を受領した日又は最後の書類を受領した日の内、何れか早く生じた方とする。

(4) 意匠出願の遂行、完了及び処理、カザフスタン共和国の、意匠に関する国家登録簿への登録並びに保護証書の発行に関する手続は、所管官庁が決定する。

第20条 工業所有権事項の優先権

(1) 工業所有権事項の優先権は、第17条(3)、第18条(3)又は第19条(3)の規定に従って決定される、個々の工業所有権事項の特許出願日によって定める。

(2) 優先日は、工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国における又は条約に規定されている国際若しくは広域機関に対する最初の出願日とすることができるが(条約優先権)、ただし、発明又は実用新案の出願が前記の日から12月以内に又は意匠出願が前記の日から6月以内に専門家機構にされることを条件とする。出願人が不可抗力のために、前記期間内に条約優先権を求めることができない場合には、期間は、2月を限度として延長を受けることができる。

条約優先権についての権利を行使しようと思う者は、それを願書において主張するか又は専門家機構への出願日から2月以内にその意図を宣言するかのいずれかの方法を取らなければならない。その際には、最初の出願の認証謄本を添付するか又は専門家機構への出願日から6月以内に当該のものを提出しなければならない。

上記書類の不提出は、条約優先権についての権利の放棄とみなされる。この場合の優先日は、専門家機構への出願がされた日とみなす。

(3) 優先日は、補充的資料の受領日によって決定することができるが、当該補充的資料が、その補充的資料をクレーの内容を変更するという理由で却下する旨の専門家機構から出願人への通知から3月以内に、出願人によって独立した出願として提出されることを条件とする。ただし、その資料によって補充されるべき出願が該独立出願日までに取下げられていない又は取下げたとみなされていない場合に限られる。

(4) 優先権は、同一出願人が専門家機構にした先の出願が、優先権を求める出願の出願日までに取下げられていないか又は取下げられたとみなされていない場合には、先の出願日によって定めることができる。ただし、その出願が先の発明出願から12月以内又は先の実用新案若しくは意匠出願の日から6月以内にされることを条件とする。この場合には、先の出願は取下げられたとみなす。

優先権は、それより先の優先権を求めている出願の出願日によって定められることはない。

(5) 分割出願において求められる工業所有権事項の優先権は、同一出願人が専門家機構に対してした、その事項を開示する最初の出願によるか又はそれより先の優先権が存在している場合には、最初の出願に係る優先日によって定める。ただし、分割出願が、専門家機構の反対されない否定的意見の前に又は専門家機構の肯定的意見の場合には、カザフスタン共和国の国家登録簿における登録の前に、されることを条件とする。

(6) 優先権は、2)から5)までの規定に従って、複数の先の出願又はそれへの補充的資料によ

って定めることができる。

(7) 同一優先日を有する2以上の工業所有権事項があることが明らかな場合には、優先権は、専門家機構に対する、証明された最先の優先日を有する出願又は同一日における事件に関しては、専門家機構による最先の登録日を有する出願によって定める。

第21条 出願人が自発的にする出願の補正

(1) 出願人は、専門家機構に申請することによって、クレームされている工業所有権事項の要旨を変更しない出願書類の補正又は明確化及び保護証書の付与を受ける権利を移転する場合の出願人の表示に関する変更を、その旨の決定前にする権利を有する。

出願人は、出願の受領日から2月以内に前記変更をする場合は、手数料を課せられない。

(2) 出願人の名称の変更があった場合の出願人の変更及び出願書類における技術的誤りの補正は、必要な納付がされていることを条件として、国家登録簿への工業所有権事項の登録日前にすることができる。

第22条 発明出願の審査

(1) 出願を受領したときは、専門家機構は第17条(2)1)、2)及び4)に定める必要書類の存在並びにその所定の条件の遵守を検証し、出願日を決定する。出願が第17条(2)1)、2)及び4)に定める要件並びにその所定の条件を満たさない場合には、専門家機構は前記事実について出願人に通知し、当該通知を送付した日から3月以内に、欠落している及び(又は)補正した書類(データ)を提出するよう示唆する。出願人が所定の期限内に請求された及び(又は)補正した書類(データ)を提供しなかった場合には、その出願はされていないものとみなされ、その後、出願人にはその旨が通知される。

(1-1) 発明出願の出願日を決定するに際しては、専門家機構は出願についての方式審査をする。

方式審査において、出願書類は、第17条(2)の遵守について審査される。

(2) 第21条に従って手続をする出願人が補充的資料を提出したときには、その資料は、それがクレームされている発明の内容に合致しているか否かが検査される。

追加資料が最初の出願には含まれていなかった要素を含んでおり、かつ、それが発明クレームに含まれるべきものである場合には、その追加資料は発明の内容を変更するものとみなされる。追加資料がクレームされている発明の内容を変更するものである場合には、その資料は出願審査の対象とはされず、出願人に対して、出願人は上記資料を従属出願として出願することができる旨が通知される。

(3) 不備のある出願の出願人は、その出願に関する通知の日から3月以内に不備のある出願を完全なものとするか又は補正するよう請求される。

出願人が要求された書類を提出するか又は前記期間についての延長を受けるための申請をするかの何れもしない場合には、その出願は取り下げられたものとみなされる。

(4) 発明の単一性の要件に違反している出願の出願人は、通知の日から3月以内に、審査の対象とする発明を選択すること及び必要な場合には、その出願を補正することが必要である旨が通知される。最初の出願に含まれているそれ以外の発明は、分割出願として出願することができる。分割出願の優先権は、第20条(5)に従って決定される。

出願人が、発明の単一性の要件を満たしていないことについての通知を受けてから3月以内

に、補正した書類を提出し、審査の対象とする発明を選択することをしない場合には、クレームの最初の事項及びその事項に、発明の単一性を満たすように結合されている事項のみが審査される。

(5) 方式審査が終了したときには、出願人には、その結果が通知される。

(6) [廃止]

(7) 方式審査が専門家機構の肯定的意見を生じさせた場合には、同機構は出願の実体審査を開始する。

実体審査の目的は、クレームされている事項が法的に保護を受けることができるものであるか否かを確認すること、そのために、関係分野における先行技術、クレームされている事項の単一性要件の充足並びに第6条に定められている特許性を確認することにある。

実体審査を受けるためには、所定の手数料を納付しなければならない。

実体審査手数料の納付証は、出願人に対する方式審査結果の通知の日から3月以内に、専門家機構に提出しなければならない。

実体審査手数料を納付しなかった場合には、その出願は取り下げられたとみなす。

(8) 実体審査中に専門家機構は出願人に対し、補正された発明クレームを含め、審査に関連する補充的資料の提出を請求することができる。

専門家機構によって請求された補充的資料は、発明の内容を変更することができず、また、その請求日又は出願人が専門家機構による請求の日から2月以内に、出願人にとって不利な資料の送付を要求していた場合には、その発送の日から3月以内に提出しなければならない。発明の内容を変更する補充的資料には、本条(2)に定められている手続を適用する。出願人が上記期間内に、請求された資料を提出しなかった又は所定期間の延長を請求しなかった場合には、その出願は取り下げられたとみなす。

(9) 実体審査により、出願人がクレームに記載した発明が第6条に定める特許性の基準を満たすことが判明した場合には、専門家機構は、優先日を指定して、出願人が承認しているクレームを有する特許に関する好意的意見を出す。

授権機関は、専門家機構の意見に基づいて、10就業日以内に、発明特許を付与する旨の決定を下す。

発明特許を付与する旨の授権機関の決定に基づいて、専門家機構は、10就業日以内に、専門家機構の結論及び保護証書の付与に係る手数料納付の必要性についての通知を出願人に送付する。

特許を付与する旨の決定を授権機関が出願人に通知した日から3月以内に、出願人は、特許付与及び公告の適切な準備に係る手数料及び公定手数料の納付を確認する書類を専門家機構に提出する。上記書類を提出しなかった場合には、納付期間は、超過した期間の回復に係る納付についての書類の提出を条件として、3月以内に回復することができる。それ以外の場合には、出願は取り下げられたとみなされ、出願の処理は停止し、回復期間の満了日から1月以内に、出願人に通知される。

(10) 実体審査が、クレームされている事項の、求められている法的保護及び特許要件についての不適合を証明したときは、専門家機構は否定的意見を発出する。

次に掲げる場合においては、専門家機構は否定的意見を発出しなければならない。

1) その対象に関する出願は、発明として保護を受けることができない場合

2) 出願人が、提出されたクレームは最初の出願に含まれていなかった要素を含んでいる又は

発明として保護を受けることができる要素の他に、発明としての保護に不適格な要素若しくは発明の単一性を満たしていないとして否認した審査の要素を含んでいると通知されたときに、その発明を補正しなかった場合

出願人は専門家機構の否定的意見に関し、所管官庁に対し、その意見の郵送日から3月以内に異議申立をすることができる。異議申立は、その受領日から3月以内に、審判委員会によって検討される。

(11) 出願人は、出願審査中であって、専門家機構がその意見を発出する前に、革新特許を求める申し立てをすることができる。この場合には、審査は第22-1条に従って行われる。

(12) 出願人は、審査の過程で発見された、不利な資料の全てを閲覧することができる。専門家機構は、出願人が請求した資料の写を、請求書の受領日から1月以内に、出願人に対して発送する。

(13) 出願人が(3)、(4)、(7)、(8)及び(10)に定める期限を遵守しなかった場合には、専門家機構は、出願人が所定の手数料の納付証を含む書類を提出することを条件として、期間を回復することができる。

期間回復の請求は、当該期限の満了後12月以内に申請人ができる。申請人は、審査官が請求した書類、納付書類の提出又は審判委員会への異議の申立と同時に、前記請求書を専門家機構に提出しなければならない。

(3)及び(8)に定める請求に対する応答又は追加資料の提出の時期は、期限前に提出された出願人の請求により、納付を条件として、所定の期間の満了日から6月を超えない期間延長を受けることができ、(10)による異議申立の時期は、期限日から3月を超えない期間延長を受けることができる。

(13-1) クレームされている発明が好ましい特許要件を有する対象に関する場合には、出願人の請求により、発明特許出願の審査は早期に実施される。

早期審査は、出願人による(1)、(1-1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)及び(8)にいう要件の遵守を条件として、6月以内に下記事項を実施することを含む。

- 1) 方式審査
- 2) 情報調査
- 3) 実体審査

好ましい特許付与要件を有する対象の一覧は、授権機関が決定する。

(14) 審査が、発明出願が秘密の情報を含んでいることを発見したときは、その出願は、国家秘密に関するカザフスタン共和国の法律の規定による秘密情報として分類される。

第22-1条 [廃止]

第23条 実用新案特許出願の審査

(1) 専門家機構にされた出願は、出願日を決定し、第18条(2)の1)、2)及び4)の要件の充足に関して処理される。出願が第18条(2)の1)、2)及び4)の規定に違反しているときには、専門家機構は出願人に対しそれについて通知し、その通知の日から3月以内に、その書類(情報)を完成するよう示唆する。出願人が期限内に書類を提出しないときは、その出願はなかったものとみなされ、出願人へ通知される。

出願は完全性及び第18条(2)の要件への適合に関して処理され、その後、優先日、クレーム

されている事項の実用新案としての保護可能性、実用新案の単一性要件についての適合が確認される。

クレームされている実用新案は、第7条(1)に定められている特許性に関しては処理されない。特許は出願人の危険負担と責任の下に付与される。

(2) 実用新案出願の審査の実施は第22条(2)、(3)、(4)及び(13)の規定に定められているところによる。

審査により、クレームが法的保護を付与される実用新案に関するものであり、かつ、書類が所定の条件を遵守していることが判明した場合には、専門家機構は、実用新案特許の付与に対する好意的意見を出す。

専門家機構は10日以内に、授権機関が特許を付与する旨の決定を下すために、専門家意見を授権機関に送付し、それに応じて、出願人には(当該決定が下された場合には)その旨が通知される。

授権機関は、専門家機構による意見に基づいて、10日以内に、実用新案特許を付与する旨の決定を下す。

実用新案特許の付与に係る授権機関の決定に基づいて、専門家機構は、専門家の結論から10就業日以内に、専門家機構の決定及び保護証書の発行に係る手数料納付の必要性についての通知を出願人に送付する。

出願人は、特許を付与する旨の授権機関の決定の受領日から3月以内に、特許付与及び公告の準備に係る所定の手数料並びに公定手数料の納付を確認する書類を専門家機構に提出しなければならない。出願人が所定の期限内に前記書類を提供しなかった場合には、期限を条件とする権利は、3月以内に回復することができる。それ以外の場合には、出願は取り下げられたものとみなされ、出願手続は終了し、回復期間の満了日から1月以内に、出願人にはその旨が通知される。

(3) 審査が、クレームされている事項は実用新案としての保護に不適格なものであることを証明した場合には、専門家機構は否定的意見を発出しなければならない。否定的意見は、出願人が、出願されているクレームは、最初の出願書類には存在していない要素又は実用新案として保護を受けることができる要素の他に不適格な要素を含んでいる又は実用新案の単一性の要件に違反しているとして審査によって否認された要素を含んでいる旨の通知を受けた後、実用新案特許クレームを修正しなかったときにも、発出される。

出願人は専門家機構の否定的意見に関し、その意見の郵送日から3月以内に、所管官庁に対して異議申立をすることができる。異議申立は、その受領日から3月以内に、審判委員会によって検討される。

(4) 出願人は審査中の如何なるときにおいても又は特許所有者若しくは第三者は特許通知の公告があった後に、実用新案の特許性を評価するために、先行技術調査を行うよう請求することができる。その手続は、第22条(11)の規定によって定められているところによる。

第24条 意匠特許出願の審査

(1) 専門家機構は、意匠出願に関して方式審査及び実体審査の両方を行う。

(2) 方式審査においては、第19条(2)の1)、2)及び4)に定めるすべての必要書類が提出されているか否かが検証されるとともに、出願日及び優先日が決定される。

意匠特許の付与を求める出願に含まれる書類が所定の要件を遵守していない場合には、出願

人は、勧告の受領日から 3 月以内に、補正した又は欠落している書類を提出するよう勧告される。

出願人が所定の期限内に、勧告に従わなかった又は前記期限の延長を請求しなかった場合には、その出願はされていないものとみなされ、出願人にはその旨が通知される。この期限は、適切な納付を条件として、ただし 3 月以下の延長を受けることができる。

審査中に第 21 条に従って出願に関する追加要素が提出された場合には、当該要素がクレームされている意匠の主題を変更するか否かが確認される。

追加要素がクレームに含まれるべき特徴を含んでおり、かつ、それが最初の出願には含まれていなかった場合には、その追加要素はクレームされている意匠の主題を変更するものとみなされる。クレームされている意匠の主題を変更する追加要素は、審査の目的で考慮されず、出願人が別個の出願として提出することができ、出願人にはその可能性が通知される。

方式審査の終了後、出願人にはその結果が通知される。

(2-1) 意匠の単一性に関する要件に違反して出願がされたときは、出願人は、通知を受けた日から 3 月以内に、審査の対象とする意匠を告知し、必要な場合には、出願書類を明確化するよう勧告される。最初の出願資料に含まれる他の意匠は、分割出願に配分することができる。分割出願の優先権は、第 20 条(5)に従って設定される。

出願人が、単一性に関する要件の違反についての通知を受けた日から 3 月以内に、審査の対象とする意匠を示さず、所定の書類を提供しなかった場合には、説明書において最初に指定された対象及び最初のものに意匠の単一性に関する要件を満たすように関係している他の意匠の審査が行われる。

(3) 方式審査が肯定的結果に達したときには、専門家機構は出願の実体審査を行う。

実体審査の目的は、クレームされている意匠の法的保護可能性を確認することにあるので、その事項の審美的図案並びに第 8 条に定められている特許要件への適合を評価するために、その分野における先行技術が調査される。実体審査には、手数料の納付を必要とする。

実体審査手数料の受領証は、出願人に対する方式審査結果の通知の日から 3 月以内に専門家機構に提出しなければならない。

(4) 実体審査中に専門家機構は出願人に対し、審査に関連する補充的資料の提出を請求することができ、その資料には、識別性を有する特徴についての補正した一覧が含まれる。

専門家機構によって請求される補充的資料は発明の内容を変更することができず、また、その請求日から 3 月以内に提出されなければならない。

意匠出願の内容を変更する補充的資料は本条(1)に定められている手続の適用を受ける。出願人が上記期間内に、請求された資料を提出しなかった又は所定期間の延長を請求しなかった場合には、その出願は取り下げられたとみなされる。

(5) 実体審査により、出願人がクレームに記載した解決手段が第 8 条に定める意匠に関する特許性の基準を満たすことが判明した場合には、専門家機構は、優先日を指定して、出願人が承認しているクレームを有する特許に関する好意的意見を出す。

授権機関は、専門家機構の意見に基づいて、意匠特許を付与する旨の決定を下す。

意匠特許の付与に係る授権機関の決定に基づいて、専門家機構は、専門家の結論から 10 就業日以内に、専門家機構の決定及び保護証書の付与に係る手数料納付の必要性に関する通知を出願人に送付する。

特許を付与する旨の決定を授権機関が出願人に通知した日から 3 月以内に、出願人は、特許

付与及び公告の適切な準備に係る納付並びに公定手数料の納付を確認する書類を専門家機構に提出する。上記書類を提出しなかった場合には、納付期間は、超過した期間の回復に係る納付についての書類の提出を条件として、3月以内に回復することができる。それ以外の場合には、出願は取り下げられたとみなされ、出願の処理は停止し、回復期間の満了日から1月以内に、出願人に通知される。

(6) 審査が、クレームされている事項は、意匠として求められている保護範囲に対して不適合であることを証明したときは、専門家機構は否定的意見を発出する。

否定的意見は、クレームされている事項が意匠としての保護に不適合である場合又は提出されているクレームが、最初の出願には存在していない要素若しくは意匠として保護を受けることができるものであるが、それ以外に不適合な特徴を包含している要素若しくは意匠の単一性の要件に違反しているとして審査によって否認された要素を含んでいるとして通知を受けたときに、出願人が識別的特徴の一覧を変更しなかった場合にも発出することができる。出願人は専門家機構の否定的意見に関し、その意見の郵送日から3月以内に、所管官庁に対して異議申立をすることができる。異議申立は、その受領日から3月以内に、審判委員会によって検討される。

(7) 出願人は、審査の過程で発見された、不利な資料の全てを閲覧することができる。専門家機構は、出願人が請求した資料の写を、請求書の受領日から1月以内に、出願人に対して発送する。

(8) 出願人が、(2)、(3)及び(4)に定められている期間内に手続をしなかった場合において出願人が回復手数料の納付を条件として、専門家機構はその不履行を回復することができる。出願人はその期間満了から6月以内に、不履行に関する回復を請求することができる。請求書は、専門家機構が請求した書類又は審判委員会への異議申立書と同時に提出しなければならない。

第25条 工業所有権事項の登録；保護証書の発行

(1) 専門家機構は発明、実用新案又は意匠をカザフスタン共和国国家発明登録簿、カザフスタン共和国国家実用新案登録簿又はカザフスタン共和国国家意匠登録簿に登録する。

(2) 所管官庁は特許権者に保護証書を交付し、同時に、証書についての通知を公報に公告する。

保護が2以上の者によって求められている場合には、当該の者全員が共同保護証書についての権利を有する。

(3) 工業所有権事項の創作者であって特許所有者でない者は、所管官庁によって創作者身分についての正式証明書の交付を受ける。

(4) 保護証書及び創作者身分証明書の様式及び文言は、所管官庁によって承認される。

第26条 保護証書の付与の詳細の公告

(1) 専門家機構は、出願日から18月の満了後に発明特許の付与の詳細を公報に公告し、実用新案特許及び意匠特許の場合には、12月の満了後に公告する。出願人の請求により、専門家機構は、前記期限の満了前に付与の詳細を公告することができる。

(2) [廃止]

(3) 創作者は、保護証書通知において同人の創作者身分が記載される権利を放棄することが

できる。

(4) 公告される通知の文言は、主管官庁が定める。

(5) 保護証書通知の公告の後は、何人も出願書類及び専門家機構の先行技術調査書を無償で閲覧することができる。

(6) 専門家機構は第 5 条(3)の規定による保護証書更新又は国家登録簿における登録の変更についての通知を公告する。

第 27 条 出願の取下

出願人はその出願を、その工業所有権事項がそれに関するカザフスタン共和国の国家登録簿に登録されるまでは、取り下げることができる。

第 28 条 出願の変更

(1) 専門家機構が発明特許出願に関する意見を発出する前においては、出願人は、それを実用新案出願に変更するよう申請することができる。

(2) 実用新案出願は、専門家機構の意見が発出される前においては、申請書を提出し、それを発明出願に変更することができる。

(3) 変更された出願は、原出願の優先権及び出願日を保持する。

第6章 保護証書の消滅又は更新

第29条 保護証書に対する異議申立

(1) 下記の事情がある場合には、保護証書の有効期間中の如何なるときにおいても、その有効性に異議申立をし、証書の全部又は一部を無効とすることができる。

- 1) 工業所有権事項が本法に定める特許要件に適合していない場合
- 2) 発明若しくは実用新案のクレーム又は意匠の識別的特徴に関する付属表が原出願には存在していなかった要素を含んでいる場合
- 3) 保護証書の発行が第37条についての違反である場合
- 4) 保護証書に創作者又は特許所有者についての誤記がある場合

(2) 保護証書についての異議申立は、上記(1)1)から3)までを事由として、所管官庁に対して行うことができる。審判委員会は、提出日から6月以内にその申立を審理する。異議申立人はその異議申立について特許所有者に通知しなければならない。

第30条 保護証書の無効及び早期終結

(1) 保護証書は、審判委員会又は裁判所によって下された決定の結果、全部又は一部を無効とされる。

保護証書が一部無効と認められた場合には、発明の残りの保護を受ける対象に関して、発明、実用新案又は意匠の何れかに新規特許が発行される。全部又は一部無効と認められた発明特許、実用新案特許又は意匠特許は、特許出願日から取り消される。

後に無効と認められた特許に基づいて締結されたライセンス許諾契約は、特許の無効判決時に履行された限りにおいて効果を保持する。

無効とは、発明特許、実用新案特許又は意匠特許の付与に係る授権機関の決定を取り消すこと及び適切な国家登録簿への登録を取り消すことをいう。

(2) 保護証書は下記の通り、期間前に終結する。

1) 特許所有者から所管官庁への申請があった場合において、公報に終結通知が公告された日特許所有者が一群の工業所有権事項の一部に関して申請書を提出した場合には、申請書に記載された工業所有権事項に限り、終結される。

2) 維持手数料の不納

(3) 専門家機構は公報において、全部若しくは一部無効とされた又は期間前に終結された保護証書について公告する。

第31条 特許有効性の回復。中用権

(1) 特許所有者の請求により、第30条(2)2)に定める事由により期間前に終結した特許の有効性は、維持手数料の納付期限の満了から3年以内に回復することができる。回復請求書には、特許の回復のための書類の作成及び納付期間を超過した有効期間中の効力維持に係る納付証を添付しなければならない。

専門家機構は、特許の有効性の回復に関する情報を公報に公告する。特許有効性の回復日は、前記情報の公告日とする。

(2) 工業所有権事項に関し、特許の終結後、その回復前に、その使用を開始した者又はそのための必要な準備をした者は、その使用範囲を拡大しないことを条件として、当該事項を無

償で使用する権利を有する(中用権)。

中用権は、その工業所有権事項が使用されていたか又は当該使用のための必要な準備がされていた事業と共にする場合に限り、移転することができる。

第7章 創作者、出願人又は特許所有者の権利の保護

第32条 審判委員会

(1) 審判委員会は、第22条(10)、第23条(3)、第24条(6)及び第29条(2)に基づいてされた異議申立に関する紛争の裁判前の審理のための授権機関内の組織機関である。審判委員会に関する規定は、授権機関が承認する。

(1-1) (2)に定める異議申立に関する紛争の裁判前手続は必要である。

(2) 下記事項に対する異議申立書を審判委員会に提出することができる。

1) 発明に関する革新特許、実用新案特許及び意匠特許の付与を拒絶する旨の授権機関の決定(専門家機構の意見)

2) 発明特許、実用新案特許及び意匠特許の付与、ユーラシア特許

1)に定める異議申立は、出願人又はその承継人が直接又は代理人を通じてしなければならない。

2)に定める異議申立は、利害関係人が直接又は代理人を通じてしなければならない。

異議申立書は、カザフ語又はロシア語により、授権機関に直接提出するか又は郵送しなければならない。提出される添付資料は、カザフ語又はロシア語によるものでなければならない。

異議申立書は、ファックス又は電子メールによって提出された場合には、当該異議申立書の受領日から1月以内に、原本書面によって確認される。

異議申立書は、本法に定める期間内に提出しなければならない。

出願人が(1)に定める期限を遵守しなかった場合には、期限は、出願人が本法に定める期間内に請求書を提出することを条件として、回復することができる。出願人は、異議申立書の提出と同時に、前記請求書を審判委員会に提出しなければならない。

(3) 異議申立書が特許弁護士又は他の代理人によって提出される場合には、その委任状は、カザフ語又はロシア語によるものでなければならない。委任状がカザフ語又はロシア語以外の言語(外国語)で提出される場合には、それをカザフ語及びロシア語に翻訳し、翻訳文に公証を受けなければならない。異議申立書には、公証された委任状の原本を添付するか又は公証を確認するために、それを写とともに審判委員会書記に提出しなければならない。

(4) 審判委員会によって任命された合議体は、本法に定める期間内に、異議申立を審理する。異議申立についての審理期間は、異議申立人又は特許所有者からの請求に基づいて、原期間の終了後、6月を限度として延長を受けることができる。

(5) 異議申立人又は特許所有者は、審判委員会の決定を、決定の日から6月以内に裁判所に提訴することができる。

第32-1条 異議申立に関する、審判委員会の却下理由

(1) 異議申立は、次の事情においては却下することができる。

1) 審判委員会による審理が、カザフスタン共和国の法律によって禁止されている場合

2) 署名されていない異議申立書又は権限を有さない者が署名した異議申立書が提出された場合

3) 異議申立書の不提出又はその懈怠に関する原状回復請求の不提出

4) 異議申立書の完成、内容又は提出に関する不備を適切に除去しなかった場合

上記事由があった場合には、異議申立人には、異議申立の却下及び解除が通知される。

異議申立人又は代理人は、審判委員会の決定書が引き渡されるまでは異議申立を取り下げることができる。

第 32-2 条 審判委員会の合議体による、異議申立の審理

(1) 審判委員会の少なくとも 5 名の構成員から成る合議体が異議申立を審理する。審理のときまでは、審判委員会合議体の構成は秘密にされる。

合議体はその会議において、関連する技術についての調査機関の代表者又は専門家の意見を聴取することができる。

(2) 合議体は、下記の事情がある場合は、その会議を延期することができる。

- 1) 異議申立の審理に出席する権利を有する者が出席しなかった場合
- 2) 当事者に、実体についての決定に関連する補充的資料(証拠)を提出させる必要がある場合
- 3) 当事者からの請求があった場合

(3) 異議申立の審理に参加する当事者は下記のことをすることができる。

- 1) 事件の書類を閲覧すること、その抄録を取得すること、その写を注文し、取得すること
- 2) 証拠を提出すること
- 3) 証拠の証言録取に参加すること
- 4) 異議申立手続の参加者に質問をすること
- 5) 動議を提出すること
- 6) 審判委員会の合議体に対して口頭又は書面による説明をすること
- 7) 審理の対象となるすべての問題に関して主張又は論議を提出すること
- 8) 他方当事者の主張又は論議に対して反対すること

(4) 合議体は、実体審理が終了したとき、決定を下す。

決定は、合議体の単純多数決によって行われる。賛否同数の場合には、合議体の長が、決定票を投じる。

合議体は、次の通りに決定することができる。

- 1) 異議申立を承認する
- 2) 異議申立の一部を承認する
- 3) 異議申立の審理を延期する
- 4) 異議申立を却下する

(5) 審判委員会の合議体はその決定から 10 日以内に、決定書を作成し、当事者に発送する。委員会合議体の決定は書面によって行うものとし、決定書は導入部分、説明、理由及び決定を含む。

審判委員会の決定には、合議体構成員全員が署名しなければならない。

第 33 条 裁判による紛争の解決

(1) 下記紛争は裁判によって解決される

1. 工業所有権事項の創作者身分
2. 保護証書の適法性
3. 特許所有者の確認
4. 強制ライセンスの付与
5. 侵害であって、特許所有者が有する、保護を受けている工業所有権事項その他の権益を使

用する排他的権利に関するもの

6. 保護を受けている工業所有権事項を使用するためのライセンス契約の締結又は使用
7. 先使用权又は中用権
8. 第 10 条(4)の規定による、雇用者から従業者である発明者に対する対価
9. 本法に定められている補償金の支払
10. 保護証書から生じる上記以外の紛争
 - (1-1) 第 32 条(2)に定める授権機関の決定に関する請求は、審判委員会による関連する異議申立の審理後、裁判所に提出される。
 - (2) 判決が下された場合には、専門家機構は保護証書の変更についての通知を公告する。

第 34 条 創作者、出願人又は特許所有者の権利に関する侵害の責任

創作者身分の不正使用、共同創作者への強制、公告前の、工業所有権事項の開示であって、創作者又は出願人の承諾を得ていないもの、保護を受けている工業所有権事項の無許可の使用、外国における特許出願に関する違反は、カザフスタン共和国の法律に基づく責任を生じる。

第8章 最終規定

第35条 法定手数料

保護証書の発行、契約の登録、特許弁護士に関する証明又は特許弁護士登録証明書の発行に関しては、カザフスタン共和国の租税法に定められている法定手数料の納付を必要とする。

第36条 特許弁護士

(1) 恒常的にカザフスタン共和国に居住している、責任能力を有するカザフスタン共和国国民であって、高等教育証明書を有しており、知的財産権分野において最低4年の実務経験を有しており、適切な知的財産権官庁によって正式に証明、登録されている者は、特許弁護士として行為することができる。

特許弁護士としての適格者を証明するために、主管官庁は同庁の役職員及び専門家機構の役職員から構成される証明委員会を設立する。証明委員会の構成員の数は5名以上とする。

特許弁護士候補の証明は、その申請を受けて、各年少なくとも1回、行う。

証明結果に従い、同委員会は候補者証明を証明するか又は否認するかのいずれかを行う。

証明委員会決議の様式は所管官庁が承認する。

証明委員会の決議に対しては、決議の日から3月以内に、裁判による異議申立をすることができる。

特許弁護士証明試験に合格した候補者には、所管官庁が承認した様式による特許弁護士証明書を与えられる。

特許弁護士証明及びその発行については、カザフスタン共和国の租税法に定められている公定手数料の納付を必要とする。

(2) 下記の者に対しては、特許弁護士としての証明は否認される。

- 1) カザフスタン共和国の法の作用により、職務停止をされている者
- 2) 所管官庁又はその関係機関の役職員又は同人の近親者若しくは配偶者
- 3) 刑事処罰下にある者
- 4) 本法により、特許弁護士登録簿から削除されている者

(3) 下記の場合には、証明委員会の書面による決議によって、特許弁護士の職務を停止することができる。

- 1) 特許弁護士から証明委員会に対して請求があったとき
- 2) 所管官庁又はその関係機関の役職員を含め、特許弁護士が、カザフスタン共和国の法の作用により、職務停止者の一覧に記録されたとき
- 3) 第36-2条(5又は1の2)及び6))に言及する事情を調査するとき3)に言及した事情の場合には、特許弁護士は、3月以内に行われる、証明委員会の決定が行われるまでその職務が停止される。特許弁護士は、停止理由の終結に関する証明委員会の書面による決議があったときは、地位を回復する。

(4) 特許弁護士は知的財産権の法的保護に関する問題に関し、所管官庁又は専門家機構に対し、出願人又は特許所有者の代理を務める。出願人又は特許所有者は、所管官庁又は専門家機構に対して直接に対処することもできる。

カザフスタン共和国における非居住者である個人又は外国法人は、特許弁護士を通す場合に限り、出願人、特許所有者又はその利害関係人として、所管官庁又はその関係機関と交渉す

ることができる。

カザフスタン共和国の恒常的居住者であって、一時的に外国にいる者は、カザフスタン共和国における郵便宛先を届け出ることを条件として、出願人、特許所有者又は利害関係人として手続をすることができる。

(5) 特許弁護士に対して、代理人としての任命中に顧客から開示された情報は、秘密情報又は他の法的に保護された秘密に関するカザフスタン共和国の法律の適用上、守秘義務があるとみなす。

第 36-1 条 特許弁護士の権利と義務

(1) 特許弁護士は出願人(個人又は法人)、その雇用者又は後者との民事契約下にある者のために下記の行為をすることができる。

- 1) 知的財産権に関する保護の問題、取得又は移転に関して助言をすること
- 2) 顧客、本人又は雇用者のために発明、実用新案又は意匠の出願書類を作成し、提出すること
- 3) 発明、実用新案及び意匠に関する権利の法的保護の問題に関し、通信を行うこと、審査の決定に関する異議申立書を作成し、送付すること、専門家機構の専門家審議会の会議に参加することを含め、授権機関及び(又は)専門家機構と連携すること
- 4) ライセンス(サブライセンス)契約及び(又は)移転契約の作成、検討及び審査のための送付を補助すること

(2) 特許弁護士の権限は委任状により証明される。

(3) 特許弁護士は授権機関又は専門家機構に対し、特許弁護士に発明出願、実用新案出願及び意匠出願の提出及び(又は)保護証書の受領並びに審判委員会に対する異議申立書の提出に関する事務を行う権限を付与する委任状の写を提供する。

委任状がカザフ語又はロシア語以外の言語(外国語)で提出される場合には、特許弁護士は、カザフ語及びロシア語翻訳文を必ず提供し、翻訳文に公証を受けなければならない。

(4) 特許弁護士は、利害が抵触する状況においては、すなわち、予想される顧客の利害に相反する利害を有する当事者の代理人となっているか若しくは助言をしていた場合には、又は特許弁護士の近親者若しくは配偶者若しくは配偶者の近親者がその事件に関する決議に公式に参加できるときには、代理人の指名を受けることができない。

第 36-2 条 特許弁護士証明書の撤回又は抹消

(1) 下記の事情においては、特許弁護士を証明委員会の決議によって特許弁護士登録簿から削除することができる。

- 1) 特許弁護士から証明委員会への請求があったとき
- 2) カザフスタン共和国の国籍の停止又はカザフスタン共和国外における恒久的居所の設定
- 3) 特許弁護士としての職業的業務の 5 年以上の停止
- 4) 特許弁護士に対する刑事罰の確定
- 5) 特許弁護士の死亡又は失踪若しくは死亡の宣言
- 6) 特許弁護士の責任能力の全部又は一部喪失の宣言

(2) 特許弁護士が上記事由 4)、5)又は 6)によって登録簿から削除された場合には、その証明書は証明委員会の決議によって抹消され、特許弁護士登録簿にその旨の登録がされる。

(3) 上記 1), 2)又は3)に記載した事情の場合には, 特許弁護士の証明書は, その特許弁護士又は適切な第三者からの請求に基づく証明委員会の決議によって抹消される。

本条(1)の 1)又は 2)の定めにより登録簿から削除された特許弁護士は, 無効事由が消滅し, 無効通知の公表から 3 年以内に申請することを条件とし, 昇進試験を受けることなく, 特許弁護士登録を更新することができる。証明委員会は, 提出された書類を処理して, 本条(1)の 1)又は 2)の無効事由の消滅を確認する。

上訴委員会は, 特許弁護士が, 顧客の代理人として行為するとき, 適用法規に違反して行った行為に関する, 個人又は法人の上訴を審理する権限を与えられている合議体とする。

(4) 特許弁護士登録簿から削除された特許弁護士は, 登録簿への削除登録の日から特許弁護士としての行動をすることができず, また, その特許弁護士証明書は撤回されたか, 又は抹消されたとみなされる。

(5) 特許弁護士が本法に定める義務に違反した場合には, 所管官庁は奇数名の役職員から構成される上訴委員会を招集する。

上訴委員会は, 特許弁護士が, 顧客の代理人として行為するとき, 適用法規に違反して行った行為に関する, 個人又は法人の上訴を審理する権限を与えられている合議体とする。

上訴委員会の手続には, 顧客及び違反をしたと主張されている特許弁護士の双方が, 参加することができる。

訴えを審理した後, 上訴委員会は主管官庁に対し, 特許弁護士証明書の取り消しを求めて訴訟を行うか, 又は下記決定の 1 をするよう勧告する。

1) 訴えの審理を, 証拠物不十分として延期するか, 又は客観的決定を可能にする新たな証拠が開示されるまで延期する。

2) 訴えを却下する。

上訴委員会の決議は, 単純多数の評決によって行い, 議事録に記録する。上訴委員会の決議に対しては, 裁判の方法で上訴することができる。

上訴委員会の規則は, 所管官庁によって承認される。

第 37 条 外国における工業所有権事項についての出願

(1) カザフスタン共和国において創作された工業所有権事項についての出願を外国においてすることができ, その時期は, 専門家機構にその出願をしてから 3 月後又は秘密の情報(国家秘密)の不存在を確認する手続が終了したそれより早い時期とする。

(2) カザフスタン共和国に住所を有する国民又はカザフスタン共和国において設立された法人は, カザフスタンの条約に別段の定めがある場合を除き, 専門家機構を通じて, 工業所有権事項に関して国際特許を求める出願をする。

(3) カザフスタン共和国において創作された工業所有権事項に関する特許出願が, 本条の規定に違反して, 外国において, 又は国際特許機関に対して行われた場合には, カザフスタン共和国においては, 当該工業所有権事項に関する保護証書は発行されない。

第 38 条 外国の個人, 法人又は無国籍者の権利

(1) 外国の個人又は法人は本法によって付与される権利を, カザフスタン共和国の条約によって, 又は互惠措置に基づいて, カザフスタン共和国の国民又は法人と同程度に享有する。

(2) カザフスタン共和国に居住する無国籍者は, 本法又は工業所有権事項に関する他の規則

によって付与される権利をカザフスタン共和国の国民又は法人と同程度に享有するが、本法又は他の法律的規定に別段の定めがあるときを除く。